## 令和6年度公共工事の執行方針

令和 6 年 4 月 19日 千 歳 市

北海道内の景気は、公共投資が高水準で推移しており、設備投資も緩やかながら持ち直しの動きがみられるなど全体的に改善傾向にありますが、 先行きについては、人手不足による経済への影響や国際経済の動向等を十 分注視する必要があります。

このような経済環境において、公共工事は景気を刺激し経済循環を支える重要な役割を担っているところであり、本市では、地域経済や雇用を支える地元企業の活性化と市民生活の安定化を図る観点から、令和6年度予算では、一定量の公共事業費の確保を図ったところであります。

公共事業の執行に当たっては、早期発注に努めながらも、可能な限り発注時期が集中しないように配慮し、公共工事の品質確保の担い手である技術者や労務者等の確保のほか、建設業の持つ活力が有効に活かされるよう、次の点に留意し適正に進めてまいります。

# 1 公共工事の早期発注について

地元企業の育成や人材確保、建設労働者の雇用の安定等のため、迅速 且つ円滑な工事の執行に努めます。

なお、上半期の執行率については、昨年度と同様の 85 パーセント程度を目標として早期発注に努めます。

## 2 地元企業の受注の確保、拡大等について

公共工事の発注に当たっては、地域経済の活性化、雇用の維持や確保 及び技術力向上を図るため、地域経済を支える地元企業の受注量の確保 に努めます。

また、地元企業が持つ公共工事の受注意欲が反映される「事後審査型条件付一般競争入札」を引き続き実施し、「指名競争入札」に際しては、原則、同一の格付等級の者による競争を確保するとともに、格付等級間における受注機会の均等化が図られるよう努めます。

#### 3 下請契約の適正化等について

元請負人と下請負人との関係において、下請代金の決定、下請契約の締結、下請代金の支払、下請の選定等に関し不公正な取引方法に該当す

る行為がないよう、また、社会保険等への加入が図られるよう、「千歳 市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」に基づき指導します。

さらに、適正な施工管理体制の確保のため、下請契約を締結したすべての元請負人から施工体制台帳等の提出を求め、元請及び下請関係の適正化の推進に取り組みます。

#### 4 地元企業の活用について

公共工事の施工に伴う工事用資材の調達及び下請業者の選定については、地元企業の活用を建設業者団体に要請するほか、特に元請負人等に対しては、「千歳市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」に基づき、可能な限り地元企業を活用するよう要請します。

## 5 中小企業者等に対する金融円滑化の取組みについて

中小企業の経営基盤の安定を図るため、千歳市中小企業振興融資制度 を継続し、中小企業者等に対する金融の円滑化に努めるとともに、建設 業者が円滑に資金供給を受けられるよう、前払金制度等の周知に努めま す。

また、公共工事設計労務単価の適切な運用による技能労働者への賃金 水準を確保するとともに、建設資材の需給や価格の動向についても情報 把握を行い、設計単価の適正化に努めます。

6 丁事の品質及び安全衛生管理の確保について

工事施行成績評定を活用し、公共工事の品質確保と向上を図ります。 また、工事の安全対策については、監督指導機関、労働災害防止団体 等との連携を強化し、事故の防止と労働安全衛生の確保を徹底します。

## 7 建設労働者の労働条件の改善等について

- (1) 技能労働者の減少に伴う労働需要のひっ迫傾向を踏まえ、公共工事設計労務単価の改定があった場合は、速やかに適用するとともに、通 年雇用の促進や社会保険等への加入を徹底するなど、技能労働者への 適切な賃金水準と労働条件が確保されるよう取り組みます。
- (2) 若手や女性技術者の育成や確保のほか、障がい者の職業の安定を 図るとともに、ワークライフバランスの実現に向けて、仕事と家庭 の両立支援に取り組む事業者の普及を図り、建設業における雇用等 が促進されるよう努めます。
- (3) 「週休2日モデル工事の試行」の継続実施により、週休2日制の一

層の普及促進を図り、建設現場における労働条件の改善等に努めると ともに、今後の本格実施に向けて検討を進めます。

- (4) 工事の施工に当たり、職業能力開発促進法に規定する技能士制度 のある職種については、技能士を積極的に活用するよう指導及び啓 発に努めます。
- 8 公共工事からの暴力団員等の排除について

市民の安全かつ平穏な生活の確保及び地域経済の健全な発展を図るため、「千歳市暴力団排除条例」及び「千歳市契約事務暴力団排除要綱」に基づき、公共工事から暴力団員及び暴力団員関係事業者の排除を徹底します。

9 設計図書の電子閲覧について

建設工事の一般競争入札に係る公示用図書について、電子閲覧を引き 続き実施するとともに、今年度からは指名競争入札においても電子閲覧 を実施し、入札参加者のさらなる利便性の向上や負担軽減に努めます。